

関係者からの意見発信

～保険業界、監査人の立場からの IASB 公開草案に対する意見及び懸念事項～

生命保険会社からの意見発信

第一生命保険(株) 収益管理部部長 たちはなえいち 橘 英一



保険会計は国によって様々であり、統一基準の開発が望まれるところである。生保業界はプロジェクトの初期段階から、長期にわたり保障を提供する保険事業の特徴や実態を適切に反映する会計基準の必要性について、一貫して意見を表明してきている。しかし、現在の提案内容で基準化が進んだ場合には、幾つかの点で重大な問題があると考えている。

最大の懸念は金利変動による保険負債のボラティリティである。特に生保のような長期保険の場合、僅かな金利変動によって負債に一時の巨額な変動が発生し、純損益の有用性が失われてしまう。これは国際的にも最大の論点となっており、今後検討が進むことを期待している。ボラティリティの排除策は幾つかあるが、日本としては金利変動による負債の時価変動をその他の包括利益(OCI)として表すことが最適であり、その場合対応する資産の時価変動にもOCI認識が認められることが望ましいと考えている。海外の生保業界からは割引率を変更することでボラティリティを抑制する提案もなされている。

現行基準から新基準への移行時の取扱いも大

きな課題である。超長期の保険契約を契約締結時に遡及して計算することは実務的に困難なことを踏まえ、移行時点で現行基準と新基準による保険負債の差額を利益剰余金にすることが提案されている。しかし、この方法では保有契約の将来の損益を一時に認識するために、その後の損益のかなりの部分が認識されない結果となる。これを避けるには、現行基準との差額を利益剰余金ではなく残余マージンとするのが望ましい。また、保険負債のキャッシュ・フローに間接コストを含めることでもこの問題は一定程度軽減する。

保険会社の財務諸表表示については、これまで十分な審議を経ておらず、概念的な提案が示されている段階である。従来の表示内容と大きく異なりマージンに焦点が当てられ、保険料や保険金など重要なボリューム情報が表示されないものとなっている。このままでは事業の実態が適切に表されないことから、具体的な提案を考えていきたい。

残余マージンを規則的に償却することについては、基本的に異論はないが、実務的には大きな問題を引き起こす。契約内容の変更がある場

合など、その管理には相当の負荷が想定される。詳細なガイダンスを策定した上で、大掛かりなシステム開発が必要となろう。

保険負債のキャッシュ・フロー計算については、通常の販管費に類似する間接コストが支払キャッシュ・フローに含まれない一方、対応する将来の保険料収入がキャッシュ・フローに含まれるため、その分残余マージンが増加する結果となる。日本の生保業界はキャッシュ・フローに含まれるコストの範囲を経済実態と整合するよう、より広く考えることを提案している。新契約費についても、負債キャッシュ・フローに含まれる部分を直接コストに限定すべきではないと考えている。

リスク調整の明示的な分離については、基本的には監督目的と整合的であることから支持できるものだが、実務上の問題が大きいことから各国の状況によっては複合マージンも認められ

るべきと考えている。

本プロジェクトは国際会計基準委員会 (IASB) の時代より 13 年にわたり断続的に検討が続いてきた。しかし、このままの方向で基準化された場合、大きな混乱と膨大なコストを伴うことが想像される。特に生保の場合は長期の見積要素が多く、会計基準の品質が結果に与える影響は非常に大きい。新基準の適用にはシステム開発も含め少なくとも 5 年程度は必要と考えており、やり直しは難しい。

プロジェクトはこれまでの検討の中で「ビルディング・ブロック方式」「契約時の一時利益を認識しない」「履行価値による測定属性」などの基本原則を確立し、大きな成果を挙げてきた。今後ともこれらの基礎概念に基づいて、上記の課題に対する現実的な解決策を着実に積み上げていくことに積極的に貢献したい。

損害保険会社からの意見発信

三井住友海上火災保険(株)
経理部次長兼企画調査チーム長

やまざき ひでお
山崎 秀男



[要 点]

- 保険負債の測定に明示的なリスク調整を加えることには賛成だが、実務上の課題は多い
- 短期契約（概ね 1 年以下）の特例は 1 年超契約にも柔軟に適用すべき
- 自賠償保険は現行の「ノーロス・ノープロフィット」方式を維持すべき
- 保険契約の業績表示は、長期契約と短期契約の表示方式を整合させるべき

1. 総 論

2010 年 7 月に公表された IFRS 公開草案にお

ける保険負債の測定は、保険契約の履行義務から生じる不確実な将来のキャッシュ・フローを確率論的に見積ることを原則としている。一方、概ね 1 年以下の短期契約については保険料配分方式を採用しており、大部分の損害保険契約はこの規定が適用されることになる。ただし、その場合でも原則的な手法で見積った金額を下回らないことが義務付けられる。

草案の本質はこのように簡素であるが、実際に適用するには多くの課題を解決する必要がある。本稿では、損害保険会社の財務諸表を作成する際に問題となる点に絞って解説する。

2. 明示的なリスク調整

草案では、将来キャッシュ・フローにおける不確実さの度合いをリスク調整として明示的に把握することを求めている。保険契約に内在する不確実性は、保険契約の経済的価値の不可欠な構成要素のひとつであり、それが財務諸表に反映されることは利用者にとって有用であると考えられる。

しかし、リスク調整は測定方法や設定する信頼水準次第で結果が大きく異なるので、比較可能性および信頼性を確保するためには、リスク調整の測定実務を会社間で共通化する枠組みが必要となる。特に、一般的な損害保険会社においては自然災害がリスク調整の大半を占めることになると予想されるが、過去最大の損害が出た伊勢湾台風ですら70年に一度の頻度に過ぎず、それより低い頻度の領域で損害額を見積る際に使用するモデルは統一しておくことが求められる。

3. 短期契約の特例

草案は、「概ね1年以下」という画一的な基準で短期契約の特例を適用することとしているが、同一ポートフォリオ内に1年を超える契約が混在している保険会社の実態を適切に反映していない。したがって、①契約単位ではなく、ポートフォリオの平均期間で判断する、あるいは、②保険料配分方式による負債額が原則法による負債額と近似する範囲で認める、などの柔軟性が求められる。

4. 自賠責保険

法律上、自賠責保険の料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」とされている。全保険会社は、長期的に利得も損失も生じさせないように決定される標準料率を使用しており、更に再保険プールを通じて各社の引受利

益を平準化している。このような経済実態を正しく反映させるため、現行の「ノーロス・ノープロフィット」方式は維持すべきである。最近報道されたように直近の自賠責保険収支は赤字であるが、これを財務諸表に反映させると、会社の業績について利用者に誤解を与えることになる。

5. 保険契約の業績表示

草案は、保険契約のマージン部分を表示する要約マージン方式を原則とする一方、短期契約については伝統的な損害保険会社の表示方法に近い方式を提案している。

しかし、これでは例えば火災保険の契約期間が1年から2年に伸びると保険料表示が消えるなど、不合理な事態が生じることになる。また、保険料や保険金を表示しない要約マージン方式は、財務諸表の使い勝手を悪化させる。

したがって、原則的な表示方式に保険料などを表示する拡張マージン方式を採用して、短期契約の表示方式と整合させることが望ましい。

6. より良い財務諸表の実現へ向けて

保険契約について提案されている草案の内容は、財務諸表利用者にとって目的適合性、比較可能性のある情報を提供しようとする国際会計基準審議会（IASB）の目的に概ねかなうものであり、財務諸表の有用性を向上させるものと考えられる。

一方で、実際に適用するには本稿で説明した以外にも技術的な課題が多いことに加え、高度な保険負債の算出システム構築、人材育成、投資家等に対する分かりやすい説明の工夫が必要となる。本年6月に予定されている基準確定後は、これらの課題に対処しつつ、アクチュアリー関連団体や監査法人と連携して会計実務を確立していく作業が不可欠になると考えている。

監査人からの意見発信

有限責任 あずさ監査法人 パートナー みわ たかのぶ
三輪 登信



保険契約は長期に及ぶ不確実性を有しており、それゆえにビジネスとして成立しているといった特殊性を備えている。こうした点を、どのように会計処理すれば投資家の意思決定に有用な会計情報を提供できるかという課題に取り組み、1つの方向性を提案した点で、今回の公開草案は一定の評価を与えられるべきだろう。たとえば、履行価値概念やビルディング・ブロック手法を用いた負債測定概念は、保険契約を統一的に会計処理するという観点からは、確かに1つの解決策と考えられる。その一方で、次のような解決すべき課題も残されている。なお、文中の意見にわたる部分は私見である。

1. 損益認識に関する懸念

割引率等の前提条件は毎期末に見直し検討され、その結果生じる保険負債の変動額はすべて損益計上することを公開草案は要求している。このため、割引率等の変動による相当額の損益が每期包括利益計算書に計上されると思われる。しかし、保険契約の長期性や資産運用から生じる損益との関係、残余マージンは再測定しないなどの点に鑑みれば、現在の提案では保険会社の実態を表さない包括利益計算書になるという懸念がある。したがって、たとえば残余マージンの再測定により、前提条件の変動のために保険会社が手当している点も損益計算に反映させるといったような何らかの対応が望まれる。

2. 表示に関する懸念

公開草案では、営業活動を表す指標（保険料・

保険金等）を排除し、代わりにマージンを売上に用いる要約マージン方式が提案されている。保険負債測定モデルとの整合性に鑑みれば、リスク調整の変動及び残余マージンの解放を収益の本質とする考え方も理解はできる。しかし、保険会社の事業規模を知る上で、営業活動を表す指標は有用な情報として定着していると思われる。また、いわゆる掛け捨て型保険における収入保険料と支払保険金等の関係は、預り金などと同様とは単純には言い切れないだろう。したがって、保険料や保険金等を一定程度含んでいる拡張マージン方式か、仮に要約マージン方式を採用するとしても営業活動の量を併せて開示するなどの対応が望まれる。

3. 移行措置に関する懸念

主に実務への配慮から、新基準への移行時点で残余マージンは測定せず、従前の保険負債との差額は剰余金に計上するという移行措置が提案されている。しかし、本来あるはずの残余マージンを全額剰余金に計上することは、保険契約の残存期間を無視した利益の先行計上の側面や、移行日以降に生じる費用だけが損益計上される等の会計上の不整合に加え、移行時点以後の新契約との比較可能性が損なわれるといった懸念等があり、理論的に賛同しにくい。精緻計算のほうが本来望ましいはずであり、その選択肢を残すことも含め、移行措置については再検討が望まれる。

4. 決算実務等への懸念

これまで述べてきた点以外にも、次のような懸念事項が考えられる。

- (1) たとえば増分新契約費の範囲やアンバンドリング・割引率における非流動性プレミアムの反映・残余マージンの利息計上方法・リスク調整算定に要するパラメータなど、必ずしも明瞭とはいえない提案も公開草案には含まれている。概念レベルの記述だけでは、作成者も監査人も検討に必要以上の時間を要したり、結果として公開草案が掲げる透明性や比較可能性の向上につながりにくいといった懸念がある。
- (2) リスク調整や開示項目を含め、精緻すぎたり複雑すぎたりする計算を求めることは、特

に複雑な保険商品が多い我が国の状況に鑑みれば、逼迫した決算スケジュール下での計算実務や監査実務に対する要求レベル・実施可能性といった観点から懸念がある。

- (3) 経済価値ベースのソルベンシー規制の議論が進展しているが、当該規制に基づく保険負債評価や手法と会計上の評価や手法が大きく異なれば、作成者・利用者双方にとって負担になりかねない。

現行の IFRS 第 4 号「保険契約」が暫定基準であることから、改善が必要であることに異論はない。ただ、その方向性の中に、監査可能性も含めた決算実務への配慮も不可欠といえるだろう。